

ご遺族の方へ

各種手続きのご案内



ご遺族の方へ

ご家族のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。
ご遺族の方にとって必要な届出等、
役所関係の手続きについて、ガイドブックを作成いたしました。
また、『ご遺族支援コーナー』を設け、
各種手続きのお手伝いやご案内をしています。
どうぞ、ご利用ください。

目次

①ご遺族支援コーナーのご案内	2
②区役所での手続き一覧・チェックリスト	3
③区役所での各種手続き	
(1) 住民登録に関する手続き	7
(2) 国民健康保険に関する手続き	8
(3) 後期高齢者医療制度に関する手続き	12
(4) 年金に関する手続き	14
(5) 介護保険に関する手続き	16
(6) 保健福祉に関する手続き（障害福祉・高齢福祉）	18
(7) 子どもに関する手続き	23
(8) 税金に関する手続き	27
(9) その他に関する手続き	28
④区役所以外での手続き一覧・チェックリスト	30
⑤区民相談室のご案内	32
⑥相続登記の申請について	33
⑦法定相続情報証明制度について	34
⑧身近な人を亡くした方へ	35
⑨港区役所及び総合支所のご案内	36

ご家族等が亡くなられた際の手続きガイド

パソコンやスマートフォンで専用サイトにアクセスし、画面に表示される質問に回答することで、ご家族等が亡くなられた際の必要な手続き、持ち物、窓口等を確認できるサービスです。



専用サイトはこちら

① ご遺族支援コーナーのご案内

港区では、亡くなられた人に関する様々な手続きの専用コーナーである「ご遺族支援コーナー」を設置しています。開設時間については、港区公式ホームページにてご確認ください。

開設場所	開設曜日
芝地区総合支所区民課	月・金
高輪地区総合支所区民課	火
芝浦港南地区総合支所区民課	
赤坂地区総合支所区民課	水
麻布地区総合支所区民課	木

予約について

ご遺族支援コーナーのご利用には、相談希望日の5日前までに予約が必要です。

Web 予約

港区ホームページから



[ご遺族支援コーナー]

又は

電話予約

下記 お問い合わせ先 までご連絡ください。

注意事項

- ※「ご遺族支援コーナーの予約の件」とお伝えください。亡くなられた人の氏名、住所、生年月日と窓口にお越しいただく人の氏名、連絡先等をお伺いします。
- ※死亡の届出をされてから、戸籍や住民票に反映されるまでおおむね10日程度いただきます。住民票への反映状況を確認後、予約日の変更をお願いする場合があります。
- ※ご遺族支援コーナーをご利用せずに、直接各担当窓口で手続きしていただくことも可能です。
- ※ご遺族支援コーナーのご利用は、亡くなられた人の住民登録が港区の人に限りです。
- ※ご遺族支援コーナーのご利用後、必要な手続きによっては、担当課で手続きを行っていただく場合もあります。
- ※ご予約をいただいても、当日のご案内状況によりお待たせすることがあります。
- ※お持ちいただく物や来庁される人の続柄によって、一度で手続きが終わらない場合があります。

お問い合わせ先 **ご遺族支援コーナーの利用方法や手続き等について、不明点は**
受付時間：午前9時から午後5時(休祝日、12月29日～1月3日を除く)
☎03-3578-3111 代表 内線 2009

各種手続きに必要な戸籍謄本・住民票などの取得

手続きの種類	必要書類等	問い合わせ先	注意事項
戸籍謄本等の取得	本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等官公署発行で写真付きのものは1点、国民健康保険等の資格確認書、国民年金手帳等写真のないものは2点)	各総合支所区民課 窓口サービス係 (芝地区は区民課証明交付担当)	死亡届が証明書に反映されるまで日数がかかります。
住民票(除票)の取得	※亡くなられた人との関係や世帯状況等により、関係性や請求理由を明らかにする資料等が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。	芝 ☎3578-3111 代表 麻布 ☎3583-4151 代表 赤坂 ☎5413-7011 代表 高輪 ☎5421-7611 代表 芝浦港南 ☎3456-4151 代表 台場分室 ☎5500-2351	必要な証明書の種類等は手続きにより異なります。まずは、事前に各提出先にご確認ください。

① ご遺族支援コーナーのご案内

② 区役所での手続き一覧
・チェックリスト

③ 区役所での各種手続き

④ 区役所以外での手続き一覧
・チェックリスト

⑤ 区民相談室のご案内

⑥ 相続登記の申請について

⑦ 法定相続情報証明制度について

⑧ 身近な人へ亡くした方へ

⑨ 港区役所及び各総合支所のご案内

② 区役所での手続き一覧・チェックリスト

	チェック	亡くなられた人の状況	手続き名	ご遺族支援コーナーでできる手続き	参照ページ
1	<input checked="" type="checkbox"/>	世帯主である	<input checked="" type="checkbox"/> 世帯主変更届 ※同世帯に15歳以上の人が2人以上いる場合	○	7
2	<input checked="" type="checkbox"/>	マイナンバーカード、住民基本台帳カード、印鑑登録証を持っている	<input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード、住民基本台帳カード、印鑑登録証の返還 ※返還義務はありません。		
3	<input checked="" type="checkbox"/>	国民健康保険に加入している、または国民健康保険に加入している人のいる世帯の世帯主である	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書、高齢受給者証（該当者のみ）の返還	○	8
4			<input checked="" type="checkbox"/> 世帯主変更に伴う国民健康保険資格確認書、高齢受給者証（該当者のみ）の書き換え	○	
5			<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険料の再計算		9
6			<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険料の還付請求		
7			<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険料の口座振替 ※世帯主または口座名義人が亡くなられた場合		
8			<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険葬祭費の支給申請	○	
9			<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険給付金（高額療養費等）の未請求分について		10
10			<input checked="" type="checkbox"/> 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の返還	○	
11			<input checked="" type="checkbox"/> 世帯主変更に伴う限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証（該当者のみ）の書き換え	○	11
12			<input checked="" type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証の返還	○	
13	<input checked="" type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入している	<input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書等の返還	○	12
14			<input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療葬祭費の支給申請	○	
15			<input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険料の再計算		13
16			<input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険料の還付請求		

① 遺族支援コーナーのご案内

② 区役所での手続き一覧・チェックリスト

③ 区役所での各種手続き

④ 区役所以外での手続き一覧・チェックリスト

⑤ 区民相談室のご案内

⑥ 相続登記の申請について

⑦ 法定相続情報証明制度について

⑧ 身近な人を亡くした方へ

⑨ 港区役所及び総合支所のご案内

	チェック	亡くなられた人の状況	手続き名	ご遺族支援コーナーでできる手続き	参照ページ
17		国民年金に加入または受給している	<input checked="" type="checkbox"/> 年金の受給権者死亡届		14
18	<input checked="" type="checkbox"/> 未支給年金の請求				
19	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/> 遺族基礎年金の給付請求		15
20	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/> 寡婦年金の給付請求		
21	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/> 国民年金死亡一時金の給付請求		
22		65歳以上の人または要介護認定を受けている	<input checked="" type="checkbox"/> 介護保険被保険者証の返還	○	16
23			<input type="checkbox"/> 介護保険料の再計算		
24	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/> 介護保険料の還付請求		17
25	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/> 介護保険負担割合証等の返還		
26	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 高額介護サービス費等の支給申請			
27	<input checked="" type="checkbox"/>	心身障害者医療費助成制度（マル障）を受けている	<input checked="" type="checkbox"/> 心身障害者医療費助成制度（マル障）受給者証の返還	○	18
28	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/> 心身障害者医療費等の未請求分の申請	○	
29	<input checked="" type="checkbox"/>	東京都心身障害者扶養共済制度に加入している	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都心身障害者扶養共済制度の弔慰金請求		19
30	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/> 東京都心身障害者扶養共済制度の年金給付請求		
31	<input checked="" type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給している	<input checked="" type="checkbox"/> 特別障害者手当の受給資格者の死亡届	○	20
32	<input checked="" type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給している	<input checked="" type="checkbox"/> 障害児福祉手当の受給資格者の死亡届	○	
33	<input checked="" type="checkbox"/>	心身障害者福祉手当を受給している	<input checked="" type="checkbox"/> 心身障害者福祉手当の受給者異動（消滅）届	○	
34		各種手帳を持っている	<input checked="" type="checkbox"/> 身体障害者手帳の返還	○	21
35	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/> 愛の手帳の返還	○	
36	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳等の返還	○	
37	<input checked="" type="checkbox"/>	障害福祉サービス受給者証等を持っている	<input checked="" type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証等の返還	○	

	チェック	亡くなられた人の 状況	手続き名	ご遺族支援 コーナーで できる手続き	参照 ページ		
38		保健福祉に関する各種 サービスを受けている	<input checked="" type="checkbox"/> 救急通報システムの停止	○	22		
39	<input checked="" type="checkbox"/> 紙おむつの給付の停止		○				
40	<input checked="" type="checkbox"/> 紙おむつ代の請求の停止		○				
41	<input checked="" type="checkbox"/> 配食サービスの停止		○				
42	<input checked="" type="checkbox"/> 寝具乾燥等消毒サービスの停止		○				
43	<input checked="" type="checkbox"/> おかえりサポートの停止		○				
44	<input checked="" type="checkbox"/> 徘徊探索支援の停止		○				
45	<input checked="" type="checkbox"/> 救急医療情報キットの停止		○				
46	<input checked="" type="checkbox"/> NHK受信料免除の停止		○				
47	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/> 有料道路通行料金割引の停止	○			
48			<input checked="" type="checkbox"/> 港区コミュニティバス乗車券の返還	○			
49			<input checked="" type="checkbox"/> 無料入浴券の返還	○			
50			<input checked="" type="checkbox"/> 福祉キャブ利用カードの返還	○			
51			<input checked="" type="checkbox"/> 福祉理美容サービス登録カードの返還	○			
52			<input checked="" type="checkbox"/> 都営交通（都電、都バス、都営地下鉄、 日暮里・舎人ライナー）の無料パスの返還	○			
53			<input checked="" type="checkbox"/> 心身障害者民営バス等乗車割引証 （介護人付）の返還	○			
54			<input checked="" type="checkbox"/> 自動通話録音機の無料貸出の返還	○			
55			<input checked="" type="checkbox"/> タクシー利用券の返還または ガソリン代の請求	○			
56			ご遺族に児童がいる、 またはひとり親の手当 等の受給者である	<input checked="" type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成の申請		○	23
57	<input checked="" type="checkbox"/>			<input checked="" type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成制度の 受給者変更・資格喪失等の手続き		○	
58				<input checked="" type="checkbox"/> 児童育成手当、児童扶養手当の 受給申請		○	24
59				<input checked="" type="checkbox"/> 児童育成手当、児童扶養手当の 受給者変更・資格喪失等の手続き		○	

	チェック	亡くなられた人の 状況	手続き名	ご遺族支援 コーナーで できる手続き	参照 ページ
60		児童手当等の支給対象 児または受給者である	<input checked="" type="checkbox"/> 子ども医療証の保護者変更・医療証の返還	○	25
61	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/> 児童手当の受給者変更・資格喪失等の 手続き	○	
62			<input checked="" type="checkbox"/> 特別児童扶養手当の 受給者変更・資格喪失等の手続き	○	
63	<input checked="" type="checkbox"/>	保育所に入所している 児童がいる	<input checked="" type="checkbox"/> 保育所等の手続き	○	26
64	<input checked="" type="checkbox"/>	住民税（特別区民税・都 民税）の申告をしなければ ならない人が申告をし ないで亡くなられた	<input checked="" type="checkbox"/> 住民税（特別区民税・都民税）の申告		27
65	<input checked="" type="checkbox"/>	住民税の納税義務者で ある	<input checked="" type="checkbox"/> 住民税の税額の確認及び納付		
66	<input checked="" type="checkbox"/>	125cc以下の原付バイク・小型特殊自動車等 を持っている	<input checked="" type="checkbox"/> 原付バイク、小型特殊自動車等の 廃車手続き	○	
67	<input checked="" type="checkbox"/>	区民葬儀を利用した	<input checked="" type="checkbox"/> 区民葬儀補助金の請求		28
68	<input checked="" type="checkbox"/>	公害健康被害の認定患 者であった（公害医療 手帳を持っている）	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡の届出と公害医療手帳の返還		
69	<input checked="" type="checkbox"/>	公害健康被害の認定患 者が指定疾病に起因し て亡くなられた	<input checked="" type="checkbox"/> 遺族補償費または遺族補償一時金及び 葬祭料の請求		
70	<input checked="" type="checkbox"/>	原爆被爆者手帳を持っ ている	<input checked="" type="checkbox"/> 原爆被爆者手帳葬祭料の請求		29
71	<input checked="" type="checkbox"/>	犬を飼っている	<input checked="" type="checkbox"/> 犬の登録変更の届出	○	
72	<input checked="" type="checkbox"/>	一時的に多量のごみが 出た	<input checked="" type="checkbox"/> 一時的に発生した多量の資源・ごみの 収集		

③ (1) 住民登録 に関する手続き

世帯主である

手続き ▶ 世帯主変更届

概要・注意事項

亡くなられた人と同世帯に、15歳以上の方が2人以上いた場合のみ必要となります。

必要な持ち物

- 本人確認書類（届出人のマイナンバーカード、運転免許証等）
- 委任状（届出人が亡くなられた人と別世帯の場合）

手続き場所

各総合支所区民課窓口サービス係

期限

死亡日から14日以内

手続きできる人

亡くなられた人と同世帯の人

お問い合わせ先

各総合支所区民課窓口サービス係
芝 ☎3578-3141
麻 布 ☎5114-8821
赤 坂 ☎5413-7012
高 輪 ☎5421-7612
芝浦港南 ☎6400-0021
台場分室 ☎5500-2351

マイナンバーカード、住民基本台帳カード、印鑑登録証を持っている

手続き ▶ マイナンバーカード、住民基本台帳カード、印鑑登録証の返還

概要・注意事項

返還義務はありません。
※マイナンバーカードは番号確認のために返還せずにお手元に保管してください。
※各総合支所区民課窓口やコンビニエンスストアでの証明書の取得には、使用できません。

必要な持ち物

—

手続き場所

—

期限

—

手続きできる人

—

お問い合わせ先

各総合支所区民課窓口サービス係
芝 ☎3578-3141
麻 布 ☎5114-8821
赤 坂 ☎5413-7012
高 輪 ☎5421-7612
芝浦港南 ☎6400-0021
台場分室 ☎5500-2351

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

① 遺族支援コーナーのご案内
② 区役所での手続き一覧
・チェックリスト
③ 区役所での各種手続き
④ 区役所以外での手続き一覧
・チェックリスト
⑤ 区民相談室のご案内
⑥ 相続登記の申請について
⑦ 法定相続情報証明制度について
⑧ 身近な人へ亡くした方へ
⑨ 港区役所及び総合支所のご案内

国民健康保険に加入している、 または国民健康保険に加入している人のいる世帯の世帯主である

手続き 国民健康保険資格確認書、高齢受給者証（該当者のみ）の返還

概要・注意事項

国民健康保険に加入されていた人が亡くなった場合で、国民健康保険資格確認書、高齢受給者証の交付を受けていた人は、返還が必要です。

必要な持ち物

亡くなった人の

- 国民健康保険資格確認書
- 高齢受給者証（該当者のみ）

手続き場所

各総合支所区民課窓口サービス係（芝地区は区民課相談担当）

期限

速やかに（葬祭費の手続きがある場合は、手続き時に返還）

手続きできる人

どなたでも可

お問い合わせ先

国保年金課資格保険料係（収納業務担当）
☎3578-2111（代表） 内線2574～2578

手続き

世帯主変更に伴う国民健康保険資格確認書、高齢受給者証（該当者のみ）の書き換え

概要・注意事項

世帯主が亡くなった場合、国民健康保険に加入しているご家族の国民健康保険資格確認書の世帯主名を書き換える必要がありますので、世帯全員の国民健康保険資格確認書をお持ちください。

必要な持ち物

- 本人確認書類（届出人のマイナンバーカード、運転免許証等）
- 国民健康保険資格確認書（世帯全員分）
- 高齢受給者証（該当者のみ）

手続き場所

各総合支所区民課窓口サービス係（芝地区は区民課相談担当）

期限

死亡日から 14 日以内

手続きできる人

亡くなった人と同世帯の人

お問い合わせ先

国保年金課資格保険料係（収納業務担当）
☎3578-2111（代表） 内線2574～2578

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

① 遺族支援コーナーのご案内

② 区役所での手続き一覧
・チェックリスト

③ 区役所での各種手続き

④ 区役所以外での手続き一覧
・チェックリスト

⑤ 区民相談室のご案内

⑥ 相續登記の申請について

⑦ 法定相續情報証明制度について

⑧ 身近な人を亡くした方へ

⑨ 港区役所及び総合支所のご案内

③ (2) 国民健康保険 に関する手続き

手続き 国民健康保険料の再計算

概要・注意事項

区が保険料を再計算して保険料が変更になった場合は、相続人宛に国民健康保険料納入通知書を送付します。
※保険料最高限度額世帯等では、変わらない場合もあります。
保険料の未納分がある場合は、同封されている納付書でお支払いください。

必要な持ち物

—

手続き場所

—

期限

—

手続きできる人

—

お問い合わせ先

国保年金課資格保険料係(収納業務担当)
☎3578-2111(代表) 内線2574~2578

手続き 国民健康保険料の還付請求

概要・注意事項

保険料を納め過ぎている場合は、国民健康保険料過誤納金還付通知書を送付します。

必要な持ち物

区から送付した国民健康保険料還付請求書

手続き場所

港区役所 3階 国保年金課収納相談支援係

期限

還付通知日から2年以内

手続きできる人

相続人

お問い合わせ先

国保年金課収納相談支援係(収納業務担当)
☎3578-2111(代表) 内線2574~2578

手続き 国民健康保険料の口座振替

概要・注意事項

保険料を銀行等の口座振替で納めている世帯主または口座名義人が亡くなれば、新たに銀行等の口座振替を希望される場合は、手続きが必要となります。

必要な持ち物

詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

港区役所 3階 国保年金課収納相談支援係

期限

詳しくはお問い合わせください。

手続きできる人

詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先

国保年金課収納相談支援係(収納業務担当)
☎3578-2111(代表) 内線2574~2578

memo

.....

.....

.....

.....

①遺族支援コーナーのご案内

②区役所での手続き一覧・チェックリスト

③区役所での各種手続き

④区役所以外での手続き一覧・チェックリスト

⑤区民相談室のご案内

⑥相続登記の申請について

⑦法定相続情報証明制度について

⑧身近な人を亡くした方へ

⑨港区役所及び総合支所のご案内

国民健康保険に加入している、 または国民健康保険に加入している人のいる世帯の世帯主である

手続き 国民健康保険葬祭費の支給申請

概要・注意事項

加入者が亡くなられた場合に葬祭を行って葬儀費用を支払った人が葬祭費の支給を受けられる制度です。ただし、職場の健康保険等に本人として加入していた人が港区の国民健康保険加入後3か月以内に亡くなり、加入していた健康保険等から葬祭費や埋葬料が支給される場合があります。支給額等給付内容は加入していた健康保険等へご確認ください。なお、加入していた健康保険等から支給される場合には、港区の国民健康保険からは支給されません。また、交通事故や公害など第三者行為による死亡の場合で、加害者から補償を受けられる場合も港区の国民健康保険からは支給されません。

必要な持ち物

- 葬儀の領収書原本（葬儀を行った人の氏名と亡くなられた人の葬儀費用であることが記載されたもの）
- 葬儀を行った人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- 亡くなられた人の保険資格が確認できるもの（資格確認書、資格情報通知書等）
※資格確認書は返還が必要です。
- 口座番号確認書類（葬儀を行った人の名義）

手続き場所

各総合支所区民課窓口サービス係（芝地区は区民課相談担当）

期限

葬儀を行った日の翌日から2年以内

手続きできる人

葬祭を行った人

お問い合わせ先

国保年金課給付係

☎3578-2111 **代表** 内線2640～2642

手続き 国民健康保険給付金（高額療養費等）の未請求分について

概要・注意事項

世帯主が亡くなられた場合、まだ受け取っていない高額療養費があれば、申請することができます。詳しくはお問い合わせください。

必要な持ち物

詳しくはお問い合わせください。
（相続資料の提出も必要です）

手続き場所

港区役所 3階 国保年金課給付係

期限

診療を受けた月の翌月の1日から2年以内
※詳しくはお問い合わせください。

手続きできる人

相続人

お問い合わせ先

国保年金課給付係

☎3578-2111 **代表** 内線2640～2642

memo

③ (2) 国民健康保険 に関する手続き

手続き 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の返還

概要・注意事項

国民健康保険に加入されていた人が亡くなった場合で、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けていた人は、返還が必要です。

必要な持ち物

亡くなった人の

- 限度額適用認定証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証

手続き場所

各総合支所区民課窓口サービス係 (芝地区は区民課相談担当)

期限

速やかに

手続きできる人

どなたでも可

お問い合わせ先

国保年金課給付係

☎3578-2111(代表) 内線2640~2642

手続き

世帯主変更に伴う限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証 (該当者のみ) の書き換え

概要・注意事項

世帯主が亡くなった場合、国民健康保険に加入されていたご家族の限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の世帯主名を書き換える必要があります。該当の場合は限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちください。

必要な持ち物

- 限度額適用認定証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証

手続き場所

各総合支所区民課窓口サービス係 (芝地区は区民課相談担当)

期限

速やかに

手続きできる人

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちで、世帯主が亡くなった人 (代理可)

お問い合わせ先

国保年金課給付係

☎3578-2111(代表) 内線2640~2642

手続き

特定疾病療養受療証の返還

概要・注意事項

国民健康保険に加入されていた人が亡くなった場合で、特定疾病療養受療証の交付を受けていた人は、返還が必要です。

必要な持ち物

亡くなった人の

- 特定疾病療養受療証

手続き場所

各総合支所区民課窓口サービス係 (芝地区は区民課相談担当)

期限

速やかに

手続きできる人

どなたでも可

お問い合わせ先

国保年金課給付係

☎3578-2111(代表) 内線2640~2642

memo

.....

.....

③ (3) 後期高齢者医療制度 に関する手続き

後期高齢者医療制度に加入している

手続き 後期高齢者医療資格確認書等の返還

概要・注意事項

後期高齢者医療制度に加入されていた人が亡くなった場合で、後期高齢者医療資格確認書、特定疾病療養受療証の交付を受けていた人は、返還が必要です。

必要な持ち物

亡くなった人の

- 後期高齢者医療資格確認書
- 特定疾病療養受療証

手続き場所

各総合支所区民課窓口サービス係 (芝地区は区民課相談担当)

期限

速やかに (葬祭費の手続きがある場合は、手続き時に返還)

手続きできる人

どなたでも可

お問い合わせ先

国保年金課高齢者医療係
☎3578-2111 代表 内線2654~2659

手続き 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

概要・注意事項

加入者が亡くなった場合に葬祭を行って葬儀費用を支払った人が葬祭費の支給を受けられる制度です。

必要な持ち物

- 葬儀の領収書原本 (葬儀を行った人の氏名と亡くなった人の葬儀費用であることが記載されたもの)
- 葬儀を行った人の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等)
- 後期高齢者医療資格確認書は返還が必要です。
- 口座番号確認書類 (葬儀を行った人の名義)

手続き場所

各総合支所区民課窓口サービス係 (芝地区は区民課相談担当)

期限

葬儀を行った日の翌日から2年以内

手続きできる人

葬祭を行った人

お問い合わせ先

国保年金課高齢者医療係
☎3578-2111 代表 内線2654~2659

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

① 遺族支援コーナー
のご案内

② 区役所での手続き一覧
・チェックリスト

③ 区役所での
各種手続き

④ 区役所以外での手続き一覧
・チェックリスト

⑤ 区民相談室
のご案内

⑥ 相続登記の
申請について

⑦ 法定相続情報
証明制度について

⑧ 身近な人を
亡くした方へ

⑨ 港区役所及び
総合支所のご案内

国民年金に加入または受給している

手続き ▶ 年金の受給権者死亡届

概要・注意事項

年金を受けていた人が亡くなった場合、年金の受給権者死亡届の提出が必要です。ただし、日本年金機構にマイナンバーが収録されている人は、原則として届出不要です。マイナンバーの収録状況は、お近くの年金事務所で確認できます。

必要な持ち物

加入していた年金制度や保険料納付状況、ご遺族の続柄等によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

届出人の住所地を管轄する年金事務所

期限

国民年金は死亡日から14日以内、厚生年金は死亡日から10日以内

手続きできる人

詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先

港年金事務所
☎5401-3211(代表)
ねんきんダイヤル(日本年金機構)
☎0570-05-1165(ナビダイヤル)

手続き ▶ 未支給年金の請求

概要・注意事項

亡くなった人が、まだ受け取っていない年金がある場合、生計を同じくしていた一定のご遺族が請求できます。

必要な持ち物

受給していた年金制度やご遺族の続柄等によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

請求者の住所地を管轄する年金事務所

期限

年金支給日の翌月初日から5年以内

手続きできる人

亡くなった人と生計を同じくしていた人で、次の順

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫
- ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- ⑦その他三親等内の親族

お問い合わせ先

港年金事務所
☎5401-3211(代表)
ねんきんダイヤル(日本年金機構)
☎0570-05-1165(ナビダイヤル)

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

①ご遺族支援コーナーのご案内

②区役所での手続き一覧
・チェックリスト

③区役所での各種手続き

④区役所以外での手続き一覧
・チェックリスト

⑤区民相談室のご案内

⑥相続登記の申請について

⑦法定相続情報証明制度について

⑧身近な人を亡くした方へ

⑨港区役所及び総合支所のご案内

③ (4) 年金に関する手続き

手続き 遺族基礎年金の給付請求

概要・注意事項

遺族基礎年金は、国民年金加入中の人亡くなった場合、その人によって生計を維持されていた子どもがいる配偶者や、お子さんのうち、所定の受給条件を満たす人が請求できます。

必要な持ち物

加入していた年金制度や保険料納付状況、ご遺族の年齢や続柄等によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

請求者の住所地を管轄する区市町村または年金事務所

期限

支給事由が生じた日の翌日から5年以内

手続きできる人

詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先

港年金事務所

☎5401-3211(代表)

ねんきんダイヤル(日本年金機構)

☎0570-05-1165(ナビダイヤル)

手続き 寡婦年金の給付請求

概要・注意事項

寡婦年金は、国民年金第1号被保険者としての保険料納付済期間と免除期間を合わせて10年以上ある夫が年金を受けずに亡くなった場合、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻が60歳から65歳までの間、受給するために請求できます。

必要な持ち物

詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

請求者の住所地を管轄する区市町村または年金事務所

期限

詳しくはお問い合わせください。

手続きできる人

継続して10年以上婚姻関係のある生計を維持されていた妻

お問い合わせ先

港年金事務所

☎5401-3211(代表)

ねんきんダイヤル(日本年金機構)

☎0570-05-1165(ナビダイヤル)

手続き 国民年金死亡一時金の給付請求

概要・注意事項

死亡一時金は、国民年金第1号被保険者としての保険料納付済月数が36月以上の人、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなった場合、その人と生計を同じくしていた一定のご遺族が請求できます。

必要な持ち物

保険料納付状況やご遺族の続柄等によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

請求者の住所地を管轄する区市町村または年金事務所

期限

死亡日の翌日から2年以内

手続きできる人

亡くなった人と生計を同じくしていた人で、次の順

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫

⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

お問い合わせ先

港年金事務所

☎5401-3211(代表)

ねんきんダイヤル(日本年金機構)

☎0570-05-1165(ナビダイヤル)

① 遺族支援コーナー

② 区役所での手続き一覧
・ チェックリスト

③ 区役所での
各種手続き

④ 区役所以外での手続き一覧
・ チェックリスト

⑤ 区民相談室
のご案内

⑥ 相続登記の
申請について

⑦ 法定相続情報
証明制度について

⑧ 身近な人を
亡くした方へ

⑨ 港区役所及び
総合支所のご案内

③ (5) 介護保険 に関する手続き

65 歳以上の人または要介護認定を受けている

手続き ▶ 介護保険被保険者証の返還

概要・注意事項

介護保険被保険者証をお持ちの人が亡くなった場合、亡くなった人の介護保険被保険者証は返還してください。

必要な持ち物

亡くなった人の

- 介護保険被保険者証

手続き場所

各総合支所区民課窓口サービス係 (芝地区は区民課相談担当)
港区役所 2階 介護保険課介護保険料係

期限

—

手続きできる人

どなたでも可

お問い合わせ先

介護保険課介護保険料係
☎3578-2111(代表) 内線2891~2893

手続き ▶ 介護保険料の再計算

概要・注意事項

区が介護保険料を再計算して、介護保険料が変更になった場合は、相続人宛に介護保険料納入通知書を送付します。

必要な持ち物

—

手続き場所

—

期限

—

手続きできる人

—

お問い合わせ先

介護保険課介護保険料係
☎3578-2111(代表) 内線2891~2893

手続き ▶ 介護保険料の還付請求

概要・注意事項

介護保険料を納め過ぎている場合は、相続人宛に介護保険料過誤納金還付通知書を送付します。

必要な持ち物

詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

港区役所 2階 介護保険課介護保険料係

期限

還付通知日から2年以内

手続きできる人

相続人
※詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先

介護保険課介護保険料係
☎3578-2111(代表) 内線2894~2897

memo

.....

.....

.....

① 遺族支援コーナー
のご案内

② 区役所での手続き一覧
・チェックリスト

③ 区役所での
各種手続き

④ 区役所以外での手続き一覧
・チェックリスト

⑤ 区民相談室
のご案内

⑥ 相続登記の
申請について

⑦ 法定相続情報
証明制度について

⑧ 身近な人を
亡くした方へ

⑨ 港区役所及び
総合支所のご案内

③ (6) 保健福祉 に関する手続き (障害福祉・高齢福祉)

心身障害者医療費助成制度 (マル障) を受けている

手続き 心身障害者医療費助成制度 (マル障) 受給者証の返還

概要・注意事項

心身障害者医療費助成を受けていた人が亡くなった場合、マル障受給者証の返還が必要です。

必要な持ち物

亡くなった人の

- マル障受給者証

手続き場所

各総合支所区民課窓口サービス係 (芝地区は区民課相談担当)

期限

速やかに

手続きできる人

どなたでも可

お問い合わせ先

国保年金課給付係

☎3578-2111^{代表} 内線2640~2642

手続き 心身障害者医療費等の未請求分の申請

概要・注意事項

マル障を使用せず、医療保険の自己負担分を支払った場合、払い戻しを受けることができます。

必要な持ち物

詳しくはお問い合わせください。
(相続資料の提出も必要です)

手続き場所

港区役所 3階 国保年金課給付係

期限

医療費を支払った日の翌日から5年

手続きできる人

相続人

お問い合わせ先

国保年金課給付係

☎3578-2111^{代表} 内線2640~2642

memo

① 遺族支援コーナーのご案内

② 区役所での手続き一覧
・チェックリスト

③ 区役所での各種手続き

④ 区役所以外での手続き一覧
・チェックリスト

⑤ 区民相談室のご案内

⑥ 相続登記の申請について

⑦ 法定相続情報証明制度について

⑧ 身近な人を亡くした方へ

⑨ 港区役所及び総合支所のご案内

③ (6) 保健福祉 に関する手続き (障害福祉・高齢福祉)

東京都心身障害者扶養共済制度に加入している

手続き 東京都心身障害者扶養共済制度の弔慰金請求

概要・注意事項

心身障害者が加入者より先に亡くなられた場合は、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。

必要な持ち物

詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

港区役所 2階 障害者福祉課障害者福祉係

期限

心身障害者が亡くなられた日から3年以内

手続きできる人

- 加入者（心身障害者が加入者より先に亡くなられた場合）
- 加入者のご遺族（心身障害者と加入者が同時に亡くなられた場合）

お問い合わせ先

障害者福祉課障害者福祉係
☎3578-2111 代表 内線2670

手続き 東京都心身障害者扶養共済制度の年金給付請求

概要・注意事項

加入者が死亡（重度障害）した場合、障害者に対して年金が支給されます。

必要な持ち物

詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

港区役所 2階 障害者福祉課障害者福祉係

期限

支給対象となった日から3年以内

手続きできる人

心身障害者または年金管理者

お問い合わせ先

障害者福祉課障害者福祉係
☎3578-2111 代表 内線2670

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

①ご遺族支援コーナーのご案内
②区役所での手続き一覧
・チェックリスト
③区役所での各種手続き
④区役所以外での手続き
・チェックリスト
⑤区民相談室のご案内
⑥相続登記の申請について
⑦法定相続情報証明制度について
⑧身近な人を亡くした方へ
⑨港区役所及び総合支所のご案内

特別障害者手当を受給している

手続き ▶ 特別障害者手当の受給資格者の死亡届

概要・注意事項

未払い分の手当がある場合は、未支払請求書及び念書の提出も必要です。

必要な持ち物

詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

各総合支所区民課保健福祉係

期限

死亡後なるべく早く

手続きできる人

- 未払い分がない場合：
どなたでも可
- 未払い分がある場合：
亡くなられた受給者の同居のご親族

お問い合わせ先

障害者福祉課障害者給付係
☎3578-2111(代表) 内線2299・2389

障害児福祉手当を受給している

手続き ▶ 障害児福祉手当の受給資格者の死亡届

概要・注意事項

未払い分の手当がある場合は、未支払請求書及び念書の提出も必要です。

必要な持ち物

詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

各総合支所区民課保健福祉係

期限

死亡後なるべく早く

手続きできる人

- 未払い分がない場合：
どなたでも可
- 未払い分がある場合：
亡くなられた受給者の同居のご親族

お問い合わせ先

障害者福祉課障害者給付係
☎3578-2111(代表) 内線2299・2389

心身障害者福祉手当を受給している

手続き ▶ 心身障害者福祉手当の受給者異動(消滅)届

概要・注意事項

未払い分の手当がある場合は、未支払請求書及び念書の提出も必要です。

必要な持ち物

詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

各総合支所区民課保健福祉係

期限

死亡後なるべく早く

手続きできる人

- 未払い分がない場合：
どなたでも可
- 未払い分がある場合：
亡くなられた受給者の同居のご親族

お問い合わせ先

障害者福祉課障害者給付係
☎3578-2111(代表) 内線2299・2389

③ (6) 保健福祉 に関する手続き (障害福祉・高齢福祉)

各種手帳を持っている

手続き ▶ 手帳の返還

概要・注意事項

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等の手帳の交付を受けていた人は、返還が必要です。

必要な持ち物

亡くなられた人の

- 身体障害者手帳
- 愛の手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
など、該当する手帳

手続き場所

各総合支所区民課保健福祉係

期限

速やかに

手続きできる人

どなたでも可

お問い合わせ先

各総合支所区民課保健福祉係
芝 ☎3578-3161
麻 布 ☎5114-8822
赤 坂 ☎5413-7276
高 輪 ☎5421-7085
芝浦港南 ☎6400-0022

障害福祉サービス受給者証等を持っている

手続き ▶ 障害福祉サービス受給者証等の返還

概要・注意事項

自立支援医療受給者証、障害福祉サービス等受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証等の受給者証の交付を受けていた人は、返還が必要です。

必要な持ち物

亡くなられた人の

- 自立支援医療受給者証（精神通院）
- 障害福祉サービス等受給者証
- 特定医療費（指定難病）受給者証
など、該当する受給者証

手続き場所

各総合支所区民課保健福祉係

期限

速やかに

手続きできる人

どなたでも可

お問い合わせ先

各総合支所区民課保健福祉係
芝 ☎3578-3161
麻 布 ☎5114-8822
赤 坂 ☎5413-7276
高 輪 ☎5421-7085
芝浦港南 ☎6400-0022

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

① 遺族支援コーナーのご案内

② 区役所での手続き一覧・チェックリスト

③ 区役所での各種手続き

④ 区役所以外での手続き一覧・チェックリスト

⑤ 区民相談室のご案内

⑥ 相続登記の申請について

⑦ 法定相続情報証明制度について

⑧ 身近な人を亡くした方へ

⑨ 港区役所及び各総合支所のご案内

保健福祉に関する各種サービスを受けている

手続き

救急通報システムの停止 / 紙おむつの給付の停止 / 紙おむつ代の請求の停止 / 配食サービスの停止 / 寝具乾燥等消毒サービスの停止 / おかえりサポートの停止 / 徘徊探索支援の停止 / 救急医療情報キットの停止 / NHK受信料免除の停止 / 有料道路通行料金割引の停止

概要・注意事項

利用者が亡くなられた場合、届出等が必要です。詳しくはお問い合わせください。

必要な持ち物

詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

各総合支所区民課保健福祉係

期限

速やかに

手続きできる人

どなたでも可

お問い合わせ先

各総合支所区民課保健福祉係
 芝 ☎3578-3161
 麻布 ☎5114-8822
 赤坂 ☎5413-7276
 高輪 ☎5421-7085
 芝浦港南 ☎6400-0022

手続き

港区コミュニティバス乗車券の返還 / 無料入浴券の返還 / 福祉キャブ利用カードの返還 / 福祉理美容サービス登録カードの返還 / 都営交通（都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）の無料パスの返還 / 心身障害者民営バス等乗車割引証（介護人付）の返還 / 自動通話録音機の無料貸出の返還 / タクシー利用券の返還またはガソリン代の請求

概要・注意事項

利用者が亡くなられた場合、登録カードや券等の返還が必要です。

必要な持ち物

詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

各総合支所区民課保健福祉係

期限

速やかに

手続きできる人

どなたでも可

お問い合わせ先

各総合支所区民課保健福祉係
 芝 ☎3578-3161
 麻布 ☎5114-8822
 赤坂 ☎5413-7276
 高輪 ☎5421-7085
 芝浦港南 ☎6400-0022

memo

.....

.....

.....

.....

① 遺族支援コーナーのご案内

② 区役所での手続き一覧
・チェックリスト

③ 区役所での各種手続き

④ 区役所以外での手続き一覧
・チェックリスト

⑤ 区民相談室のご案内

⑥ 相続登記の申請について

⑦ 法定相続情報証明制度について

⑧ 身近な人を亡くした方へ

⑨ 港区役所及び総合支所のご案内

③ (7) 子どもに関する手続き

ご遺族に児童がいる、またはひとり親の手当等の受給者である

手続き ▶ ひとり親家庭等医療費助成の申請

概要・注意事項

配偶者が亡くなられた場合、状況によりひとり親家庭等医療費助成制度を利用できる可能性があります。詳しくはお問い合わせください。
※所得制限あり・認定された場合は申請日から有効

必要な持ち物

詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

各総合支所区民課保健福祉係

期限

詳しくはお問い合わせください。

手続きできる人

死亡等で両親や一方の親がいない児童を養育している人

お問い合わせ先

子ども若者支援課子ども給付係
☎3578-2111^{代表} 内線2430～2432

手続き ▶ ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者変更・資格喪失等の手続き

概要・注意事項

亡くなられた人がひとり親家庭等医療費助成制度を受給されていた場合、受給資格喪失の手続きが必要です。新たに養育者となられた人が各手当を受給できる場合もあります。詳しくはお問い合わせください。
※所得制限あり・認定された場合は申請日から有効

必要な持ち物

詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

各総合支所区民課保健福祉係

期限

詳しくはお問い合わせください。

手続きできる人

詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先

子ども若者支援課子ども給付係
☎3578-2111^{代表} 内線2430～2432

memo

①ご遺族支援コーナーのご案内

②区役所での手続き一覧・チェックリスト

③区役所での各種手続き

④区役所以外での手続き一覧・チェックリスト

⑤区民相談室のご案内

⑥相続登記の申請について

⑦法定相続情報証明制度について

⑧身近な人を亡くした方へ

⑨港区役所及び各総合支所のご案内

ご遺族に児童がいる、またはひとり親の手当等の受給者である

手続き 児童育成手当、児童扶養手当の受給申請

概要・注意事項

配偶者が亡くなられた場合、状況により児童育成手当や児童扶養手当を受給できる可能性があります。詳しくはお問い合わせください。
※所得制限あり・認定された場合は申請日の翌月から支給

必要な持ち物

詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

各総合支所区民課保健福祉係

期限

詳しくはお問い合わせください。

手続きできる人

死亡等で両親や一方の親がいない児童を養育している人

お問い合わせ先

子ども若者支援課子ども給付係
☎3578-2111 代表 内線2430～2432

手続き 児童育成手当、児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

概要・注意事項

亡くなられた人が児童育成手当や児童扶養手当を受給されていた場合、受給資格喪失の手続きが必要です。新たに養育者となられた人が各手当を受給できる場合もあります。詳しくはお問い合わせください。
※所得制限あり・認定された場合は申請日の翌月から支給

必要な持ち物

詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

各総合支所区民課保健福祉係

期限

詳しくはお問い合わせください。

手続きできる人

詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先

子ども若者支援課子ども給付係
☎3578-2111 代表 内線2430～2432

memo

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

児童手当等の支給対象児または受給者である

手続き ▶ 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

概要・注意事項

亡くなられた人が特別児童扶養手当を受給されていた場合、受給資格喪失の手続きが必要です。新たに養育者となられた人が手当を受給できる場合もあります。詳しくはお問い合わせください。
※所得制限あり

必要な持ち物

詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

各総合支所区民課保健福祉係

期限

死亡日の翌日から 15 日以内

手続きできる人

児童を養育している人

お問い合わせ先

子ども若者支援課子ども給付係
☎3578-2111(代表) 内線2430~2432

保育所に入所している児童がいる

手続き ▶ 保育所等の手続き

概要・注意事項

亡くなられた人が保護者である場合は、認定変更等の手続きが必要です。延長保育料を再計算して延長保育料が変更になる場合もあります。また、亡くなられたことで保育園への入園が必要になった場合はお問い合わせください。

必要な持ち物

詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

各総合支所区民課保健福祉係

期限

速やかに

手続きできる人

児童を養育している人

お問い合わせ先

各総合支所区民課保健福祉係
芝 ☎3578-3161
麻 布 ☎5114-8822
赤 坂 ☎5413-7276
高 輪 ☎5421-7085
芝浦港南 ☎6400-0022

memo

③ (8) 税金 に関する手続き

住民税の申告をしなければならない人が申告をしないで亡くなられた

手続き 住民税 (特別区民税・都民税) の申告

概要・注意事項

住民税 (特別区民税・都民税) の申告をしなければならない人が申告をしないで亡くなられた場合は、相続人が申告することになります。
※所得税の確定申告をした人は、区役所で再度申告する必要はありません。

必要な持ち物

詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

各総合支所区民課窓口サービス係 (芝地区は区民課相談担当)
港区役所 2階 税務課課税係

期限

3月15日

手続きできる人

相続人

お問い合わせ先

税務課課税係
☎3578-2111(代表) 内線2593~2598、
2600~2608

住民税の納税義務者である

手続き 住民税の税額の確認及び納付

概要・注意事項

住民税に未納や納期未到来のものがある場合、相続人が納付する必要があります。すでに納付書をお持ちでしたら、その納付書で納付することができます。税額について確認をしたい場合や納付書がない場合は、お問い合わせください。
※相続放棄をした場合もご連絡ください。

必要な持ち物

- 相続人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- 亡くなられた人と相続人の関係性がわかる書類(戸籍謄本等)

手続き場所

港区役所 2階 税務課納税促進係

期限

それぞれの納期限まで

手続きできる人

相続人

お問い合わせ先

税務課納税促進係
☎3578-2111(代表) 内線2615~2621、
2626~2633

125cc以下の原付バイク・小型特殊自動車等を持っている

手続き 原付バイク、小型特殊自動車等の廃車手続き

概要・注意事項

原付バイク、小型特殊自動車等のナンバープレートは定置場の区市町村ごとの管理となっているため、所有者が亡くなられた場合には、定置場の区市町村で廃車の申告が必要です。

必要な持ち物

- ナンバープレート 標識交付証明書
- 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- 亡くなられた人と相続人の関係性がわかる書類(戸籍謄本等)

手続き場所

各総合支所区民課窓口サービス係 (芝地区は区民課相談担当)

期限

速やかに
なお、3月31日までに手続きが行われない場合、軽自動車税は継続して課税されます。

手続きできる人

相続人
相続人以外が手続きをする場合はお問い合わせください。

お問い合わせ先

税務課税務係
☎3578-2111(代表) 内線2590

①遺族支援コーナー

②区役所での手続き一覧
・チェックリスト

③区役所での
各種手続き

④区役所以外での手続き
・チェックリスト

⑤区民相談室

⑥相続登記の
申請について

⑦法定相続情報
証明制度について

⑧身近な人を
亡くした方へ

⑨港区役所及び
総合支所のご案内

③ (9) その他 に関する手続き

区民葬儀を利用した

手続き 区民葬儀補助金の請求

概要・注意事項

区民葬儀を利用し、特別区が指定する民間火葬場を利用した人に対して、補助金を支給します(支給要件あり)。区民葬儀及び区民葬儀補助金について詳しくは港区ホームページをご覧ください。

必要な持ち物

詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

港区役所 3階 地域振興課地域振興係

期限

火葬を執り行った日の翌日から2年間

手続きできる人

支給要件を満たしており、火葬費用を負担した人

お問い合わせ先

地域振興課地域振興係
☎3578-2532

公害健康被害の認定患者であった(公害医療手帳を持っている)

手続き 死亡の届出と公害医療手帳の返還

概要・注意事項

公害健康被害認定患者が亡くなった場合、死亡の届出と公害医療手帳の返還が必要です。

必要な持ち物

- 公害医療手帳
- 死亡診断書(検案書)

手続き場所

みなと保健所 保健予防課公害補償担当

期限

速やかに

手続きできる人

ご遺族

お問い合わせ先

みなと保健所保健予防課公害補償担当
☎6400-0082

公害健康被害の認定患者が指定疾病に起因して亡くなった

手続き 遺族補償費または遺族補償一時金及び葬祭料の請求

概要・注意事項

公害健康被害認定患者である人が、指定疾病に起因して亡くなった場合、一定の要件を満たすご遺族に対して、遺族補償給付があります。これらは、公害健康被害認定審査会の意見を聞いて、指定疾病に起因して亡くなったと認められた場合支給されます。詳しくはお問い合わせください。

必要な持ち物

詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

みなと保健所 保健予防課公害補償担当

期限

亡くなった日から2年以内

手続きできる人

ご遺族

お問い合わせ先

みなと保健所保健予防課公害補償担当
☎6400-0082

①ご遺族支援コーナーのご案内

②区役所での手続き一覧・チェックリスト

③区役所での各種手続き

④区役所以外での手続き一覧・チェックリスト

⑤区民相談室のご案内

⑥相続登記の申請について

⑦法定相続情報証明制度について

⑧身近な人へ亡くした方へ

⑨港区役所及び総合支所のご案内

③ (9) その他 に関する手続き

原爆被爆者手帳を持っている

手続き ▶ 原爆被爆者手帳葬祭料の請求

概要・注意事項

被爆者本人が亡くなった場合は、その葬祭を行った人に葬祭料が支給されます。

必要な持ち物

詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

港区役所 2階 障害者福祉課障害者給付係

期限

死亡日から5年以内

手続きできる人

葬祭を行った人(ご遺族に限定されません)

お問い合わせ先

障害者福祉課障害者給付係

☎3578-2111(代表) 内線2299・2389

犬を飼っている

手続き ▶ 犬の登録変更の届出

概要・注意事項

犬の所有者が亡くなった場合、他の人に所有者を変更する必要があります。なお、新しい所有者が港区外にお住まいの場合は、居住地の自治体にお問い合わせください。

必要な持ち物

なし
(犬鑑札番号、マイクロチップ番号が分かると手続きがスムーズに行えます)

手続き場所

各総合支所区民課保健福祉係

期限

犬の所有者になった日から30日以内

手続きできる人

新しい飼い主になる人、またはそのご家族

お問い合わせ先

みなと保健所生活衛生課生活衛生相談係

☎6400-0043

一時的に多量のごみが出た

手続き ▶ 一時的に発生した多量の資源・ごみの収集

概要・注意事項

遺品整理等で一時的に多量の資源・ごみが発生した場合は、有料での収集を承りますのでお問い合わせください。なお、遺品整理や分別の作業は申込者にて行っていただき、分別した資源・ごみは収集日当日、建物外に排出していただく必要があります。

必要な持ち物

詳しくはお問い合わせください。

手続き場所

みなとリサイクル清掃事務所

期限

—

手続きできる人

原則、ご遺族

お問い合わせ先

みなとリサイクル清掃事務所清掃事業係

☎3450-8025

① 遺族支援コーナー

② 区役所での手続き一覧
・チェックリスト

③ 区役所での
各種手続き

④ 区役所以外での手続き一覧
・チェックリスト

⑤ 区民相談室
のご案内

⑥ 相続登記の
申請について

⑦ 法定相続情報
証明制度について

⑧ 身近な人を
亡くした方へ

⑨ 港区役所及び
総合支所のご案内

④ 区役所以外での手続き一覧・チェックリスト

(必要書類等については、それぞれの機関へお問い合わせください)

対象	チェック	問い合わせ先	メモ
厚生年金等	<input checked="" type="checkbox"/>	港年金事務所 ☎03-5401-3211 ねんきんダイヤル（日本年金機構） ☎0570-05-1165 または 03-6700-1165	
相続税 所得税	<input checked="" type="checkbox"/>	芝税務署 ☎03-3455-0551 麻布税務署 ☎03-3403-0591	
固定資産税	<input checked="" type="checkbox"/>	港都税事務所 ☎03-5549-3800	
不動産 借地・借家	<input checked="" type="checkbox"/>	東京法務局港出張所 ☎03-3586-2181	
区民向け住宅	<input checked="" type="checkbox"/>	株式会社東急コミュニティー 虎ノ門支店 ☎03-5733-0109	
運転免許証	<input checked="" type="checkbox"/>	警察署	
パスポート	<input checked="" type="checkbox"/>	東京都パスポート電話案内センター ☎03-5908-0400	
シルバーパス	<input checked="" type="checkbox"/>	東京バス協会 ☎03-5308-6950	
特別永住者証明書 在留カード	<input checked="" type="checkbox"/>	東京出入国在留管理局 ☎0570-034259 または 03-5796-7234	
社会保険・ 共済組合等	<input checked="" type="checkbox"/>	亡くなられた人の勤務先	
区民交通傷害保険	<input checked="" type="checkbox"/>	(制度について) 損害保険ジャパン株式会社 ☎03-3349-9666 (保険金の請求について) 損害ジャパン事故サポートセンター ☎0120-727-110	
生命保険等	<input checked="" type="checkbox"/>	各生命保険会社	
損害保険等	<input checked="" type="checkbox"/>	各損害保険会社	

① 遺族支援コーナー
のご案内

② 区役所での手続き一覧
・チェックリスト

③ 区役所での
各種手続き

④ 区役所以外での手続き一覧
・チェックリスト

⑤ 区民相談室
のご案内

⑥ 相続登記の
申請について

⑦ 法定相続情報
証明制度について

⑧ 身近な人へ
亡くした方へ

⑨ 港区役所及び
総合支所のご案内

①ご遺族支援コーナー
のご案内

②区役所での手続き一覧
・チェックリスト

③区役所での
各種手続き

④区役所以外での手続き一覧
・チェックリスト

⑤区民相談室
のご案内

⑥相続登記の
申請について

⑦法定相続情報
証明制度について

⑧身近な人を
亡くした方へ

⑨港区役所及び
総合支所のご案内

対象	チェック	問い合わせ先	メモ
預貯金口座	<input checked="" type="checkbox"/>	各金融機関	
株式等	<input checked="" type="checkbox"/>	各証券会社	
クレジットカード	<input checked="" type="checkbox"/>	各契約会社	
電話 携帯電話	<input checked="" type="checkbox"/>	各契約会社	
インターネット	<input checked="" type="checkbox"/>	各契約会社	
電気 ガス料金	<input checked="" type="checkbox"/>	各契約会社	
ケーブルテレビ	<input checked="" type="checkbox"/>	各契約会社	
NHK受信料	<input checked="" type="checkbox"/>	NHKふれあいセンター ☎0120-151515 または 050-3786-5003	
水道	<input checked="" type="checkbox"/>	水道局お客さまセンター（23区） ☎0570-091-100 または 03-5326-1101	
普通自動車・排気量 125 ccを超える バイク等 （二輪の軽自動車 を含む）	<input checked="" type="checkbox"/>	東京運輸支局 ☎050-5540-2030	
排気量 660 cc以下 の軽自動車等 （二輪の軽自動車 を除く）	<input checked="" type="checkbox"/>	軽自動車検査協会東京主管事務所 ☎050-3816-3100	
遺言書 相続放棄	<input checked="" type="checkbox"/>	東京家庭裁判所 ☎03-3502-8331	
恩給	<input checked="" type="checkbox"/>	総務省政策統括官 [恩給担当] ☎03-5273-1400	
空き家相談	<input checked="" type="checkbox"/>	東京都空き家ワンストップ相談窓口 ☎0120-776-735	
森林の土地の相続	<input checked="" type="checkbox"/>	林野庁森林整備部計画課 ☎03-6744-2300	

※手続きをする場合は、事前に関係部署、各官公署等にお問い合わせください。

また、届出人の本人確認書類、委任状等についても事前にお問い合わせいただくようお願いいたします。

⑤ 区民相談室のご案内

専門家による相続等に関する無料相談窓口は、以下のとおりです。

※開設日時等の最新情報については、港区公式ホームページにて必ずご確認ください。



[相談一覧(最新情報)]

相談場所は、【港区役所3階 区民相談室】となります。

● 法律相談(弁護士)

金銭貸借、相続・遺言、住まい等の法律問題全般に関する相談

毎週 月・金曜 午後1時～4時、毎週 水曜 午後1時～4時、午後5時～7時(休祝日、12月29日～1月3日を除く)

申込・問い合わせ先

- 《相談日当日午前10時まで》みなとコール ☎ 03-5472-3710
 - 《相談日当日午前10時以降》区民の声センター ☎ 03-3578-2054
 - 手話での相談申込専用FAX番号 FAX03-3578-2034
- または港区相談受付システム <https://minato-event.resv.jp/>



[港区法律相談の利用にあたって]

● すまいの税務相談(税理士)

不動産の取得や相続等、土地・家屋に関する税の相談

毎月 第1・2・3・4水曜 午後1時～4時(先着3人まで)

予約は、申込先に希望相談日の週の月曜正午まで ※完全予約制

申込・問い合わせ先

- 住宅課住宅支援係 ☎ 03-3578-2229



[すまいの相談一覧]

● すまいの不動産相談(宅地建物取引士)

不動産取引や賃貸住宅の経営等に関する相談

毎月 第1・3水曜 午後1時～4時(先着3人まで)

予約は、申込先に希望相談日の週の月曜正午まで ※完全予約制

申込・問い合わせ先

- 住宅課住宅支援係 ☎ 03-3578-2229



[すまいの相談一覧]

● 司法書士による相談

不動産・会社等の登記、相続・空き家問題等の財産管理の相談

毎月 第1火曜 午後1時～4時

申込・問い合わせ先

- 東京司法書士会港支部 相談部担当 ※最新連絡先は、港区公式ホームページにてご確認ください。 [司法書士による相談]



● 行政書士による相談

相続・遺言等に関する相談

毎月 第1・3木曜 午後1時～4時 ※予約優先

申込・問い合わせ先

- 東京都行政書士会港支部 ※最新連絡先は、港区公式ホームページにてご確認ください。 [行政書士による相談]



● 土地家屋調査士による相談

土地・建物の登記、境界・測量等に関する相談

毎月 第4木曜 午後1時～4時

申込・問い合わせ先

- 東京土地家屋調査士会港支部 ※最新連絡先は、港区公式ホームページにてご確認ください。 [土地家屋調査士による相談]



① 遺族支援コーナーのご案内

② 区役所での手続き一覧
・チェックリスト

③ 区役所での各種手続き

④ 区役所以外での手続き一覧
・チェックリスト

⑤ 区民相談室のご案内

⑥ 相続登記の申請について

⑦ 法定相続情報証明制度について

⑧ 身近な人へ亡くした方へ

⑨ 港区役所及び総合支所のご案内

⑥ 相続登記の申請について

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化されました

※ 正当な理由がなく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科されることがあります。

- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されました。
- 手続きは、①遺言書による相続の場合、②遺産分割協議による相続の場合、③法定された割合による相続の場合など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります。問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
- 相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

制度について、
詳しくは右の二次元コード
にてご確認ください。

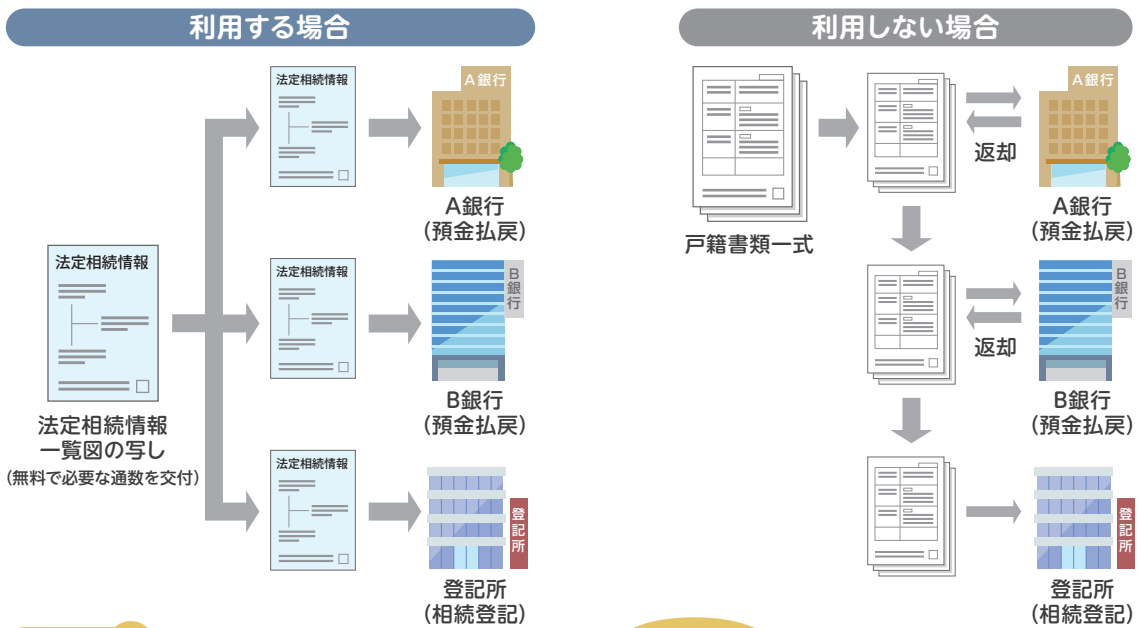


7 法定相続情報証明制度について

「法定相続情報証明制度」とは、法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのか証明する制度です。

この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本等を何度も出し直す必要がなくなります。^{※1}

※1 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先に必ずご確認ください。

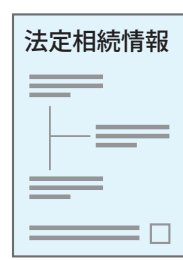


ポイント!
相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

さらに!
令和6年4月1日から、法務局で行う不動産登記の申請等手続きでは、申請書に法定相続情報番号を記載することで、一覧図の写しの添付を省略できます!

制度の概要

- ① 申出（法定相続人または代理人）
 - ①-1 区市町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
 - ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
 - ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、①-2の書類を添付して登記所に申出をします。
- ② 確認・交付（登記所）
 - ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
 - ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却
- ③ 利用
 - ③-1 各種相続手続きへお使いください。



ポイント!
戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは、専門家^{※2}に依頼することも可能です。

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

問い合わせ先 東京法務局 港出張所 ☎ 03-3586-2181



- ① 遺族支援コーナーのご案内
- ② 区役所での手続き一覧
・チェックリスト
- ③ 区役所での各種手続き
- ④ 区役所以外での手続き一覧
・チェックリスト
- ⑤ 区民相談室のご案内
- ⑥ 相続登記の申請について
- ⑦ 法定相続情報証明制度について
- ⑧ 身近な人へ亡くした方へ
- ⑨ 港区役所及び総合支所のご案内

⑧ 身近な人を亡くした方へ

かけがえのない人を亡くすということは、大変悲しく、つらい出来事です。遺された方はいろいろな感情を抱き、こころやからだに様々な変化が現れることがあります。お悩みを相談したり、「思い」を話せる場があります。



こころの健康相談（精神保健福祉相談）

月3回～5回実施 精神科の医師による個別相談です。

身近な人を自死（自殺）で亡くした方のつどい

わかちあいの会みなど（匿名可）奇数月年6回開催
胸のうちの語り合い、聴き合い、支え合うつどいです。

問い合わせ先 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084 FAX. 3455-4539

相談窓口など

※会費が必要な場合があります。

身近な人を自死（自殺）で亡くした方のための相談窓口

- **とうきょう自死遺族総合支援窓口**（匿名可） 電話相談：5357-1536（都内在住）*メール相談もあります。
（毎週月～金曜）午後2時～午後6時 （毎週日曜）午後1時～午後5時
- **自死遺族相談ダイヤル** 電話相談：3261-4350 *メール相談もあります。
（毎週木・日曜）午前12時～午後6時
〈NPO 法人全国自死遺族総合支援センター（グリーンサポートリンク）〉
- **自死遺族傾聴電話（自死遺族の方限定）** 電話相談：3796-5453
（毎週火・木・土曜）午前11時～午後5時
〈NPO 法人グリーンケア・サポートプラザ〉
- **身近な人を亡くした若者のつどい**
- **身近な人を亡くした子ども（6～18歳）とその家族のつどい**
〈NPO 法人全国自死遺族総合支援センター（グリーンサポートリンク）〉

赤ちゃんを亡くされたご家族のための相談窓口（SIDS・病気・事故・流産・死産など）

- **東京都福祉保健局** 電話相談：5320-4388
（毎週金曜）午前10時～午後4時



港区ホームページに相談先一覧を掲載しています。

⑨ 港区役所及び総合支所のご案内

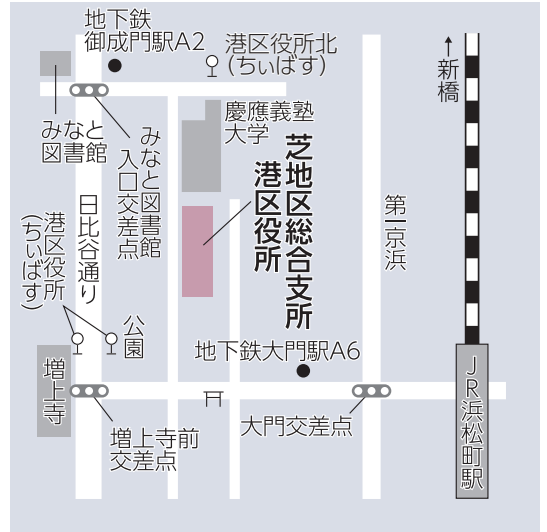
港区役所・芝地区総合支所



住所 〒105-8511
港区芝公園1-5-25

電話 03-3578-2111 **代表**

交通 駐車場あり
 JR山手線・京浜東北線浜松町駅北口 徒歩10分
 地下鉄浅草線・大江戸線大門駅 A6出口 徒歩5分
 地下鉄三田線御成門駅 A2出口 徒歩5分



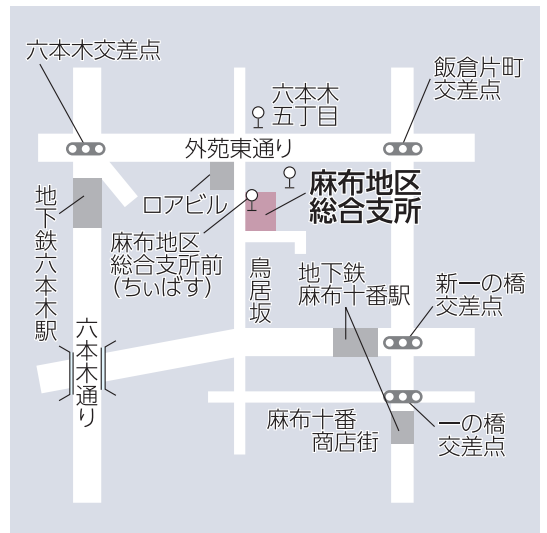
麻布地区総合支所



住所 〒106-8515
港区六本木5-16-45

電話 03-3583-4151 **代表**

交通 駐車場あり
 地下鉄日比谷線・大江戸線六本木駅 3番出口 徒歩7分
 地下鉄大江戸線・南北線麻布十番駅 7番出口 徒歩10分



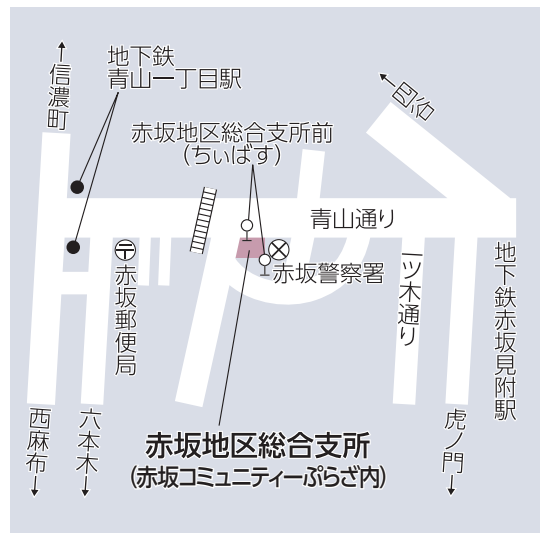
赤坂地区総合支所



住所 〒107-8516
港区赤坂4-18-13
赤坂コミュニティーぷらざ内

電話 03-5413-7011 **代表**

交通 駐車場あり
 地下鉄銀座線・丸の内線 赤坂見附駅 A出口 徒歩8分
 地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線 青山一丁目駅 4番出口 徒歩10分



① 遺族支援コーナーのご案内

② 区役所での手続き一覧
・チェックリスト

③ 区役所での各種手続き

④ 区役所以外での手続き一覧
・チェックリスト

⑤ 区民相談室のご案内

⑥ 相続登記の申請について

⑦ 法定相続情報証明制度について

⑧ 身近な人へ亡くした方へ

⑨ 港区役所及び総合支所のご案内

高輪地区総合支所



住所 〒108-8581
港区高輪1-16-25
高輪コミュニティーぷらざ内

電話 03-5421-7611 **代表**

交通 駐車場あり
地下鉄南北線・三田線白金高輪駅
1番出口 徒歩1分



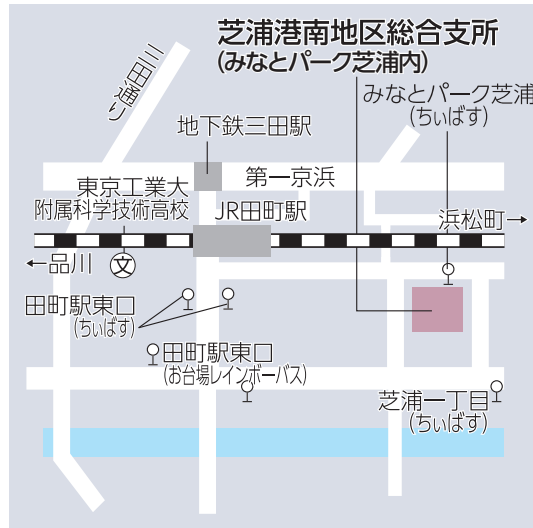
芝浦港南地区総合支所



住所 〒105-8516
港区芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦内

電話 03-3456-4151 **代表**

交通 駐車場あり
JR山手線・京浜東北線田町駅
東口 徒歩5分
地下鉄浅草線・三田線三田駅
A6出口 徒歩6分



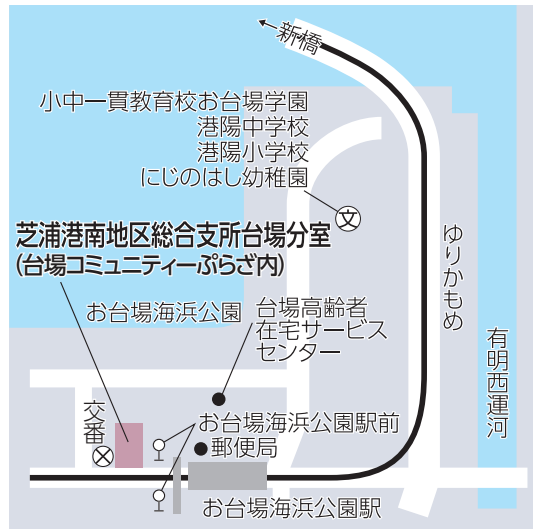
芝浦港南地区総合支所 台場分室



住所 〒135-0091
港区台場1-5-1
台場コミュニティーぷらざ内

電話 03-5500-2351

交通 駐車場なし 駐輪場なし
ゆりかもめ お台場海浜公園駅 徒歩1分
お台場レインボース(田町ルート、品川ルート)
都バス(海01) 門前仲町～東京レポート駅
お台場海浜公園駅前バス停 徒歩2分



港区は世界の恒久平和と核兵器の廃絶を広く訴えるため、
昭和60年8月15日に「港区平和都市宣言」を行いました。

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

ご遺族の方へ ～各種手続きのご案内～

令和8年(2026年)4月発行

編集・発行 港区芝地区総合支所区民課
東京都港区芝公園1-5-25
電話 03-3578-3111

刊行物発行番号 2026009-1275



令和8年(2026年)4月発行

